

○可茂衛生施設利用組合職員人事考課規程

平成 29 年 3 月 2 日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 2 号

改正 令和 2 年 3 月 12 日組合訓令甲第 2 号

令和 7 年 3 月 31 日組合訓令甲第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づき、職員的人事考課及び上司考課（以下「人事考課等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被考課者 人事考課の対象となる職員をいう。
- (2) 考課者 人事考課を行う者をいう。
- (3) 人事考課 考課者が被考課者に割り当てられた職務業績並びにその職務を遂行する過程で認められた被考課者の能力及び適性を公平かつ公正に評価し、記録することをいう。
- (4) 考課期間 4 月 1 日から 9 月 30 日まで及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間（会計年度任用職員においては、その任用された日を始期とする。）をいう。
- (5) 能力行動考課 職務遂行の過程において発揮された被考課者の能力及び言動について考課項目ごとに定める考課基準に基づき行われる人事考課で、考課期間を対象として行われるものをいう。
- (6) 業績プロセス考課 被考課者があらかじめ設定した業務目標の達成度及び当該目標以外の取組みにより挙げた業績を把握した上で行われる人事考課で、考課期間を対象として行われるものをいう。
- (7) 能力育成考課 能力行動考課のうち特に育成を主眼に行われる人事考課で、考課期間を対象として行われるものをいう。
- (8) 上司考課 上司が職務遂行の過程において発揮した能力及び言動について部下から行われる考課で、4 月 1 日から管理者が指定した日までの期間を対象として行われるものをいう。

(人事考課の目的)

第 3 条 人事考課は、職務について勤務成績の考課を統一的に行い、これを職員の能力開発及び人材育成に反映し、公正な人事を行うことにより公務能率の向上に資することを目的とする。

(人事考課の基本原則)

第 4 条 人事考課を実施する場合は、常に職員を観察し、その能力や意欲を向上させるよう指導及び育成することを念頭に置いて、職員に割り当てられた職務の種類と責任の度合いに応じて、職員の業績、能力及び態度を公正かつ的確に考課しなければならない。

(被考課者の範囲)

第 5 条 被考課者は、次に掲げる職員以外の職員をいう。

- (1) 法第3条第3項に定める特別職の職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、被考課者として適切でないと管理者が認める職員
(考課者)

第6条 考課者は、次の表に掲げる職員の区分に応じて定めるとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別に考課者を指定することができる。

被考課者	考課者		
	1次考課者	調整考課者	決定者
事務局長職	副管理者	—	管理者
次長職及び課長職	事務局長職	副管理者	管理者
課長補佐職以下の職員	次長職及び課長職	事務局長職	管理者

(人事考課の方法)

第7条 人事考課は、定期評価、特別評価又は総合評価により行う。ただし、他の地方公共団体等へ派遣される職員及び他の地方公共団体等から派遣される職員においては、他の地方公共団体等との協議により定める方法により行う。

- 2 定期評価は、被考課者の職務の級に応じて能力行動考課、業績プロセス考課及び能力育成考課により考課期間ごとに実施する。
- 3 特別評価は、長期にわたる休暇、欠勤、休職、停職又は考課者若しくは被考課者の異動その他の事由により、前項に規定する定期評価を行うことが困難と管理者が認める職員について、管理者が必要と認める考課手法により管理者が指定した日に実施する。
- 4 総合評価は、管理者が定める日以前1年間における定期評価又は特別評価の結果に基づき実施する。

(上司考課)

第8条 上司考課は、多面的かつ複層的な評価を行うことにより、職員の人材育成及び公務能率の向上に資することを目的とする。

- 2 上司考課は、次の表の左欄に掲げる上司を対象とし、同表の右欄に掲げる部下が考課を行うものとする。

事務局長職	次長職及び課長職
次長職及び課長職	課長補佐職以下の職員
課長補佐職	係長職以下の職員
係長職	主任主査職以下の職員

(記録の保管)

第9条 人事考課等に関する記録は、当該記録に係る考課を行った年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(人事考課等の結果の活用)

第10条 人事考課等の結果は、職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(意見等の受付)

第11条 人事考課等に関する職員からの意見等については、総務課総務係で受け付けるものとする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年組合訓令甲第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年組合訓令甲第3号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。